

第3章 関係法令と関連計画

第3章 関係法令と関連計画

第1節 関係法令

国は、平成12年度を「循環型社会元年」と位置づけ、「循環型社会形成推進基本法」を制定し、その後各種法体系の整備や3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進等により循環型社会の構築を進めています。

廃棄物の処理に関しては、昭和45年に「廃棄物処理法」が制定されて以来、数回にわたり改正され、近年では平成27年に災害廃棄物の処理に係る基本理念を明確にすることを目的として改正されました。

リサイクルの推進に関しては、平成13年の「資源有効利用促進法」をはじめ、各種リサイクル法7本を成立し、循環型社会の形成に向けた法体系を整備しました。

また、令和元年には、食品ロスの削減に関し、基本方針の策定を定め食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

循環型社会形成の法体系図を図3-1に示します。



図3-1 循環型社会形成の法体系図

第2節 関連計画

1 山梨県ごみ処理広域化計画

平成11年3月に策定された、「山梨県ごみ処理広域化計画」では、広域的なごみ処理を行うため、連携すべき市町村の配置（ブロック）を設定し、広域処理に係る基本的な整備方針を示しました。平成30年3月に改定され、平成30年度から令和14年度まで引き続き広域処理を行う施設等に係る基本的な整備方針を示しています。

本市は、Aブロック、Bブロック、Cブロックと設定された3ブロックのうち、笛吹市、山梨市、甲州市とともにCブロックに属しています。この4市で構成する甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合が主体となり、笛吹市境川町に「甲府・峡東クリーンセンター」を新たに整備し、平成29年4月から稼働を開始しています。

広域化ブロックの配置図を図3-2に示します。

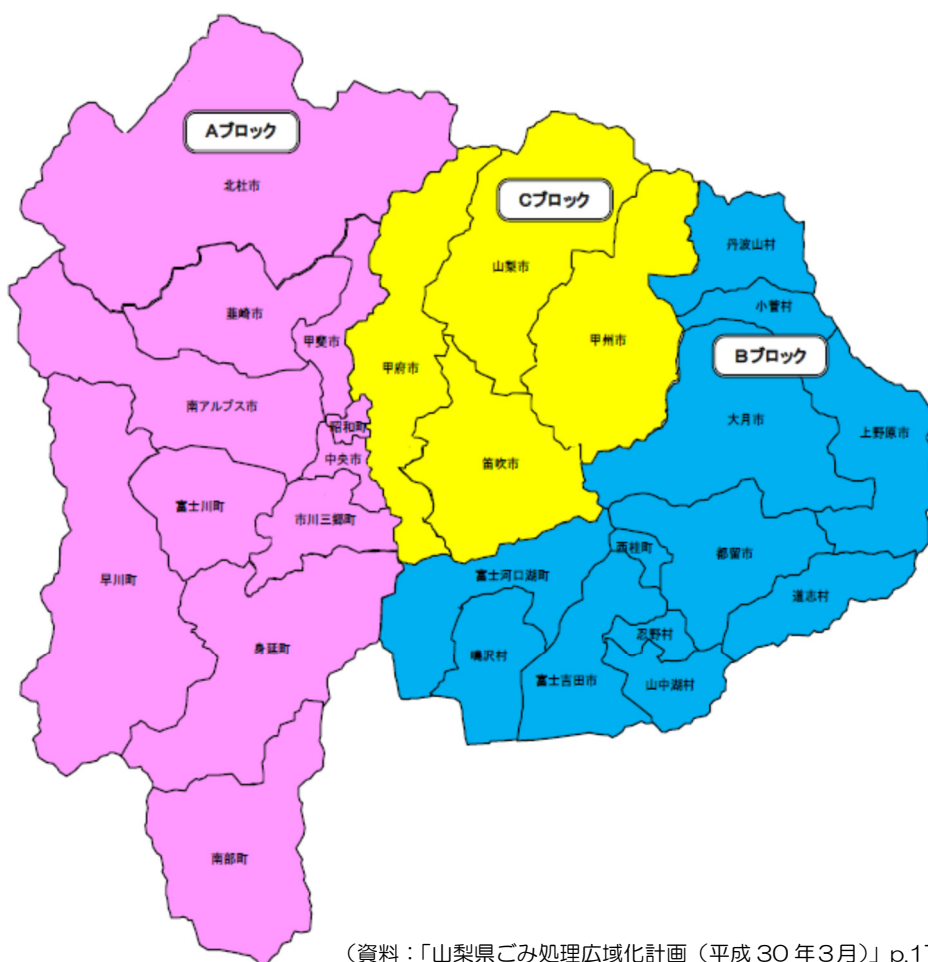


図3-2 広域化ブロックの配置図

2 第3次山梨県廃棄物総合計画

山梨県は、循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制、循環的利用等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年2月に「山梨県廃棄物総合計画」、平成23年8月に「第2次山梨県廃棄物総合計画」を策定しました。この計画に基づき進めてきた廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、平成28年3月に「第3次山梨県廃棄物総合計画」を策定しました。

計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間としています。

「第3次山梨県廃棄物総合計画」における減量目標と行動目標を表3-1に示します。

表3-1 減量目標と行動目標

区 分			基準年	目標年	増 減
			平成25年度 (千t)	令和2年度 (千t)	
減量目標	一 般 廃棄物	排出量	310	277	△10.6%
		家庭系ごみ	213	189	△11.3%
		事業系ごみ	86	77	△10.5%
		集団回収量	12	11	△8.3%
		再生利用率	16.6%	23%	+6.4ポイント
		最終処分量	31	23	△25.8%
		(最終処分率)	10%	8%	-
	産 業 廃棄物	排出量	1,824	1,842	+1.0%
		再生利用率	55%	56%	+1.0ポイント
		最終処分量	154	153	△1.0%
(最終処分率)		8%	8%	-	
行動目標	県民	1人1日当たりのごみ排出量 6.6%削減 589g (H25) → 550g (R2) △39g			
	事業者	事業系一般廃棄物排出量：10.5%削減 産業廃棄物排出量：増加を約1%以内に抑制			
	市町村	○ 一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進と計画の見直し ○ 災害時にも対応できる廃棄物処理体制の整備			
	県	○ 廃棄物総合計画に掲げる目標等の達成のための施策の実施 ○ 災害時にも対応できる廃棄物処理体制の整備			

3 第二次甲府市環境基本計画

本市は、恵まれた自然と市民の健康で安全かつ快適な生活を確保する市政を目指すため、「甲府市環境基本条例」に基づき、平成15年3月に「甲府市環境基本計画」を策定しました。計画策定から、本市を取り巻く環境の状況が大きく変わったことや、国内外の動向を踏まえ、平成25年3月に「第二次甲府市環境基本計画」を改定しました。

「第二次甲府市環境基本計画」は、計画期間を平成25年度から令和4年度までの10年間とし、平成25年度から平成29年度を「前期5年達成期」、平成30年度から令和4年度を「後期5年達成期」としていることから、平成30年度に「中間見直し」を行いました。

「第二次甲府市環境基本計画」で定められている目指すべき環境像を表3-2に、廃棄物及び生活排水対策施策を表3-3に示します。

表3-2 目指すべき環境像

さわやかな風 鳥さえずる林 まちの灯 見おろす山々 明日に伝え ともに生きるまち 甲府	
本市の目指すべき環境像は、恵まれた動植物の宝庫である自然を守り、潤いある憩いのまちとして、現在及び将来世代にわたり人々がやすらぎの中で生活が送れることを願って、本市の歴史の象徴である「風・林・火・山」になぞらえ、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境を総合的に表現しています。	
『さわやかな風 鳥さえずる林 まちの灯 見おろす山々 明日に伝え ともに生きるまち 甲府』	自然共生社会…生物多様性、自然環境、水環境、緑の保全 快適環境社会…生活環境改善、地域美化促進、快適環境保全 低炭素社会…地球温暖化防止、再生可能エネルギーの推進 循環型社会…3Rの実施、持続可能な農業の推進 環境教育…環境情報の提供、環境学習の機会充実、人材育成

表3-3 廃棄物及び生活排水対策施策

		具体目標	基本方針	達成期間
廃棄物 対策	ごみの減量と資源化をさらに進め、これまでに実施している取組を継続し3Rの実施を推進する	○市民1人1日当たりの可燃ごみ排出量 450g以下	家庭系可燃ごみの減量の推進	各年度
		○資源化率(リサイクル率) 28%以上	有価物・資源物の回収の推進	令和4年度
		○焼却残さの排出量前年度比 1%減	最終処分量を減少する	各年度
		○ごみへらし隊による延べ活動回数: 180回 延べ参加人数: 1万人	3R啓発の推進	平成24年度から 令和4年度
		○事業系一般廃棄物の排出量が前年度より減少	事業系廃棄物の排出を削減する	各年度
		○不法投棄発件数が前年度より減少	不法投棄の発生を減らす	各年度
生活排水 対策	生活排水対策を推進する	○生活排水処理率 99%	・浄化槽立入検査等による維持管理指導 ・公共下水道の整備による水洗化の促進	令和4年度

4 構成市の一般廃棄物処理基本計画

構成市（笛吹市・山梨市・甲州市）の一般廃棄物処理基本計画を表3-4に示します。

表3-4 構成市（笛吹市・山梨市・甲州市）の一般廃棄物処理基本計画の概要

	計画策定年月	計画期間	基本目標・基本方針	数値目標	
笛吹市	令和2年3月	令和2年度 ～ 令和11年度	ごみ処理基本計画 基本理念： 「環境にやさしいまち」を目指して・・・笛吹市	減量化率	令和11年度までに 総排出量を9.4%削減 (平成30年度比)
			基本方針1 5Rの推進 基本方針2 環境教育の充実 基本方針3 市民・事業者・行政の役割の明確化と実行 基本方針4 広域処理による効率的なごみ処理事業の推進	資源化率	令和11年度までに 24%以上
			生活排水処理基本計画 基本理念： 「清流の里」を目指して・・・笛吹市	最終処分率	1.6%を維持
			基本方針1 公共下水道整備の推進 基本方針2 合併浄化槽の推進 基本方針3 し尿処理施設での適正処理の実施 基本方針4 啓発活動の充実	生活排水 処理率	令和11年度までに 約91%にする
山梨市	令和2年3月	令和2年度 ～ 令和6年度	ごみ処理基本計画 基本目標： 「住みやすさ」を後世に残す循環型社会の形成	減量化率	令和6年度までに 総排出量を15%削減 (平成30年度比)
			方針1 市民・事業者・行政の連携によるごみの 減量化・資源化の取組 方針2 環境負荷の少ない処理システムの構築	資源化率	令和6年度までに 27%以上
			生活排水処理基本計画 基本目標： きれいで安全な水環境を守る	最終処分率	—
			方針1 計画的な公共下水道整備事業の推進 方針2 公共下水道整備計画との連携を図った合 併浄化槽の普及促進	生活排水 処理率	令和6年度までに 83.1%以上
甲州市	令和2年3月	令和2年度 ～ 令和11年度	ごみ処理基本計画 将来像：安全・安心で健やかに暮らせる資源循環 のまちづくりをめざして	減量化率	令和11年度までに 総排出量を11%削減 (平成30年度比)
			基本目標： 1. ごみの発生抑制・再使用を基本にした3Rの推進 2. 環境教育の充実 3. 分別の徹底によるごみ焼却量の削減と資源化 の推進及び適正なごみ処理の推進 4. 市民・事業者・行政の役割の明確化と実行	資源化率	令和11年度までに 21%以上
			生活排水処理基本計画 将来像：自然と共生する環境保全のまちづくりを めざして	最終処分率	—
			基本目標： 1. 生活排水処理施設の整備の推進 2. し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進 3. 生活排水対策に係る広報啓発等の促進	生活排水 処理率	令和11年度までに 約79.0%に上昇させる

